

実務経験のある教員等による授業科目一覧

(専任教員※のみによる授業科目一覧)

内 容		科 目	単 位	学 年
専門分野Ⅰ	基礎看護学	看護学概論	1	1
		看護の理論	1	1
		看護の基本となる技術Ⅰ（人間関係成立の技術）	1	1
		看護の基本となる技術Ⅱ（対象把握の技術）	1	1
		看護の基本となる技術Ⅲ（医療・療養環境を整える技術）	1	1
		看護の基本となる技術Ⅳ（看護過程）	1	1
		生活を整える技術Ⅰ（食事、排泄を整える技術）	1	1
		生活を整える技術Ⅱ（活動休息・清潔・衣生活を整える技術）	1	1
		診療に伴う技術（治療に伴う技術）	1	1
専門分野Ⅱ	成人看護学	成人看護学概論	1	1
		セルフマネジメントに向けての看護	1	1
		成人の看護過程	1	2
	老年看護学	老年看護学概論	1	1
		高齢者の日常生活援助技術	1	1
		高齢者の看護過程	1	2
	小児看護学	小児看護学概論	1	1
		小児の発達段階に応じた看護	1	2
	母性看護学	母性看護学概論	1	1
		妊婦・産婦の看護	1	2
		褥婦・新生児の看護	1	2
	精神看護学	精神看護学概論	1	1
		精神看護の基本技術	1	2
統合分野	在宅看護論	在宅看護概論	1	1
		在宅療養者の健康状態に応じた看護	1	2
		在宅看護過程	1	2
	看護の統合と実践	診療の補助技術における安全	1	3
		臨床看護の実践	1	3
合 計			27	

※専任教員

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン(平成 27 年 3 月 31 日医政発第 331021 号)

第 5 教員に関する事項

1 専任教員及び教務主任

(3) 看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表 3 の専門分野の教育内容（以下「専門領域」という。）のうちの一つの業務に 3 年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。

ア 保健師、助産師又は看護師として 5 年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

別表三(第四条関係)

教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	13
専門基礎分野	人体の構造と機能	15
	疾病の成り立ちと回復の促進	6
	健康支援と社会保障制度	6
専門分野 I	基礎看護学	10
	臨地実習	3
	基礎看護学	3
専門分野 II	成人看護学	6
	老年看護学	4
	小児看護学	4
	母性看護学	4
	精神看護学	4
	臨地実習	16
	成人看護学	6
	老年看護学	4
	小児看護学	2
	母性看護学	2
	精神看護学	2
統合分野	在宅看護論	4
	看護の統合と実践	4
	臨地実習	4
	在宅看護論	2
	看護の統合と実践	2
合 計		97